

指名停止措置

青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号)第3条の規定に違反するとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反者として認定を受けたため。

については、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱別表第2第6項に該当するため指名停止を行う。

指名停止業者及び指名停止措置期間

番号	商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地	指名停止期間
1	近畿日本ツーリスト 株式会社	代表取締役 瓜生 修一	東京都新宿区西新宿2-6-1	令和6年6月20日から令和6年9月12日まで